

令和3年4月8日

保護者各位

東松島市立赤井小学校  
校長 佐藤 英樹

### 赤井小学校 感染予防ガイドラインについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動にご協力とご支援を賜り心より御礼申し上げます。

令和3年度の教育課程が始まるにあたり、「赤井小学校 新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン」を改訂して改めて配布いたします。本ガイドラインをもとに、感染症予防と心のケア、学びの保障を進めてまいります。

本ガイドラインにご理解いただき、学校と家庭で連携して取り組むようにご協力お願い申し上げます。

### 記

## 赤井小学校 新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン

### 1 ガイドライン策定のねらい

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）感染防止に向けて、感染及びその拡大リスクを最大限低減させて教育活動を実施する。
- (2) 児童の体と心の健康維持に向けて、教育委員会や学校医、専門機関と連携して心のケアに努め、「笑顔輝く学校づくり」を推進する。
- (3) 学校・家庭・地域との協働を深め、共通理解のもとに正常な学校生活に戻す。

### 2 教育活動の留意点

- 1 新しい生活様式を取り入れ3つの密が重ならないようにする。
- 2 児童・教職員一人ひとりの体と心のケアの把握に努め、迅速に対応する。
- 3 医学的知見を基に、創意工夫のもと「学校が楽しい」と感じる活動を展開する。

### 3 体と心の健康推進体制

- (1) 家庭での健康観察
  - ① 保護者は毎朝の検温及び「健康観察カード」への記入を継続してください。
  - ② 児童は毎朝「健康観察カード」を学校に持参します。  
※発熱や味覚障害等がある場合は、学校を休ませてください。その場合は、「出席停止」扱いとなります。コロナとは別の病気の時は「欠席」扱いとなります。
- (2) 学校での健康観察
  - ① 児童は午前7時45分から午前8時15分の間に登校し、「健康観察カード」を昇降口で提出します。

- ② 教員は児童が提出した「健康観察カード」を確認するとともに、登校時の児童の健康状態をチェックします。
  - ③ 自宅での検温ができなかった児童については、所定の場所で教員立ち会いのもと検温を行います。
  - ④ 登校後に発熱や咳等の風邪症状がある場合は、保護者に連絡しますので、家庭で休養させてください。
  - ⑤ 登校時や朝の健康観察以外にも定期的に健康観察を行います。
- (3) 心のケアについて
- ① 不安を抱えている児童については、学級担任、養護教諭を中心としたきめ細やかな観察を行い、必要に応じて教員やスクールカウンセラーによる教育相談を行う等、心のケアに適切に対応します。
  - ② お子さんのことで不安や心配がある場合は、学校巡回相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関との連携のもと適切な支援を行います。

#### 4 感染症対策の徹底

- (1) マスク・手洗いや咳エチケットの徹底
- ① マスクを正しく着用させます。
  - ② 正しい手の洗い方や咳エチケット，うがいを徹底します。
  - ③ 布マスクを着用する場合は，毎日洗濯したものを使用させてください。
- (2) 抵抗力を高めるために
- ① 十分な睡眠及びバランスの取れた食事，適切な運動にご配慮ください。
  - ② スマホやゲーム等の利用についてお子さんと話し合い，早めの就寝・規則正しい生活をさせてください。
- (3) 児童同士の距離の確保
- ① 教室や講堂での座席や整列の間隔を可能な限り広げるようにします。
  - ② 各学級の実態に応じて座席の配置等を工夫します。
- (4) 教室，特別教室等の換気の徹底
- ① 校舎内全体の換気を行います。
  - ② 教室の扉と窓を開け，教室内に空気の流れをつくります。
  - ③ 1時限毎に1回（5～10分），窓や出入り口を大きく開けて換気を行います。
  - ④ エアコンを稼働する時期においても，適切に換気を行います。
- (5) 校舎内の消毒
- ① 1日1回以上，教室やトイレ等の扉の取っ手やドアノブ・手すり・スイッチ・蛇口等は消毒液を使用して清潔にします。
- (6) 清掃について
- ① 児童同士の距離を空けながら，清掃するように指導します。
  - ② 窓を大きく開けて清掃します。
  - ③ 「無言清掃」を徹底します。
- (7) 登下校時の留意点
- ① 学年が重なる昇降口では，児童がとどまらず，速やかに教室に行く，または下校するよう指導します。
- (8) 給食時の留意点
- ① 給食の配膳・片付け時の留意点  
・給食前の手洗いと消毒を徹底します。

- ・食べる直前までマスクを着用させます。
  - ・配膳，片付けで並ぶ際は，十分な間隔を空けます。
  - ・給食のごみ（ストロー等）は，教室のごみ箱ではなく配膳室に捨てます。
- ② 給食時の座席等留意点
- ・全員が黒板を向いた状態で，会話をしないで食事をさせます。
  - ・教室内の換気を行います。
- (9) 週末・放課後の過ごし方
- ① 外出の際は感染予防に努めてください。
- ② 国から示された「新しい生活様式」を参考に感染防止の方法を身に付けます。
- (10) 教職員の感染症対策
- ① 教職員もマスクを着用し，手洗いとうがいを徹底します。
- ② 発熱やかぜの症状がある場合は，出勤せずに自宅で休養（早退）します。
- ③ 出勤前に検温や健康把握を行い，「教職員健康観察表」に記入し，出勤時に管理職へ提出し，健康状況を確認します。
- (11) 児童の出席停止として扱うもの
- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ 発熱等のコロナが疑われるような風邪の症状が見られた場合等
- ④ 発熱等の症状が見られないが，登校することによって万一感染する心配があり，保護者の判断で登校させない場合
- ⑤ 濃厚接触者と接触した場合
- ⑥ 本人及び同居家族がPCR検査を受けた場合
- (12) 医療的ケアを必要とする児童について
- ① 地域の感染状況を踏まえ，主治医や学校医に相談の上，医療的ケア児童の状態に基づき登校の判断をしてください。その際，学校からも保護者と連絡をして，情報共有いたします。

## 5 教育活動での指導について

- (1) 各教科について
- ① 児童・教職員はマスク着用を原則として，話合いや聴き合う対話的活動を取り入れます。その際は，長時間の密集状況を避ける対策を行います。
- ② 密接になる活動や合唱や器楽，調理実習等の活動は感染予防対策を徹底して実施します。
- ③ 上記①，②について，県や地域の感染状況や通知により，迅速に指導法や形態を安全なものに変更します。
- ④ 共用の情報機器（PC・プリンター等），教材，教具，図書室の本等を使用する場合は，使用前後に手指の消毒をします。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症について理解し，正しい感染防止の方法や生活の仕方を身に付けさせ，自主的に感染症から身体を守る態度を育みます。
- (2) 休み時間について
- ① 業間や昼休み等，校庭で遊んだ後は必ず手洗いをさせます。ボール等の共有用具を使用した後も，必ず手洗いをさせます。
- ② 校庭でもできるだけ密集をさけて，少人数で遊ぶように指導します。

(3) 校外学習等について

- ① 受け入れ先と協議し、安全を確かめて実施を判断します。
- ② 修学旅行（6月）、花山宿泊学習（7月）に実施する予定です。

(4) 行事について

- ① 新しい生活様式を取り入れた感染予防をして実施します。
- ② 地震や津波等の命にかかわる避難訓練は、方法を工夫して実施します。

## 6 その他

(1) 小中連携事業・心あったかイートころ運動

- ① 「5 教育活動での指導について」に合わせて、中学校と協議をして、感染予防を徹底して実施します。

(2) P T A 活動

- ① 各専門部の活動や学年 P T A 行事を実施する場合は、感染予防を徹底します。ただし、感染のリスクが考えられる場合は、安全を第一に考え実施の有無を検討します。
- ② 会議や行事の開催の有無について、各部より連絡します。

(3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）活動

- ① 和太鼓活動、田んぼの学校、俊斎学習、ボランティア活動等においては、感染予防を徹底して実施します。

上記3つの活動については、外部との交流活動もあることから、十分な協議を行い実施の可否を決定します。

本ガイドラインは、国・県・市からの通知に基づき、学校医の指導からの指導をいただきながら作成しております。今後の感染症拡大の状況、国・県・市からの通知等により、随時変更してまいります。